

有田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年1月5日

有田市長 玉木久登

有田市訓令第1号

有田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部を改正する要綱

有田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱（平成24年訓令第23号）の一部を次のように改正する。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

有 田 市 長

有田市住民票の写し等交付通知書

様の住民票の写し等を第三者に交付しましたので、有田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第7条の規定により通知します。

交付年月日	交付請求者区分	交付した住民票の写し等の種別	交付通数
	代理人・第三者		

付 則

この要綱は、令和8年1月13日から施行する。